

あいち
愛知
はたら
働くもののいのちと
けんこう
健康を守るセンター

いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/>



堀さん、最高裁が上告棄却、高裁判決確定

2月22日、最高裁判所は、堀公務災害事件について、地方公務災害基金・国の上告を棄却する決定を行いました。これによって2010年5月21日高等裁判所の「公務外取消し」の判決が確定しました。棄却理由で最高裁は、「上告をすることが許されるのは、民法第312条...の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は認定非難または単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。」と断罪しています。

堀しずゑさん記者会見

亡くなった当初、書き残された「無念」の言葉の意味がわかりませんでした。豊川市は

「公務災害」の説明すらしなかった。夫のお兄さんや私の職場の元同僚の石黒さんたちが調べてくれて、「パワハラの実態」を初めて知りました。それから10年。豊川市の協力も得られない中、弁護団や「支援する会」、夫の「同年のみなさん」など多くの協力があった今日を迎えられた。夫に「無念を晴らしたよ」と報告したい。と語りました。

弁護団は「上司のパワハラを部下が受けていた。パワハラの意味を示した判決。同時に配転や職場の変化に対応できないケースがあることも示した。そして労災より難しい基金のあり方を問う裁判でもあった。（手続き・時間・内容）」と話しました。会見後、基金愛知支部に面談を申し入れました。

堀：私のような辛い思いをする遺族ができるようなことがないよう要望する 基金愛知県支部：申し訳ない。判決を厳粛に受けとめさせていただく

2012年（平成24年）2月23日

声 明

豊川市堀さん公務災害認定裁判原告
豊川市堀さん公務災害認定裁判弁護団
堀さんの公務災害認定裁判を支援する会



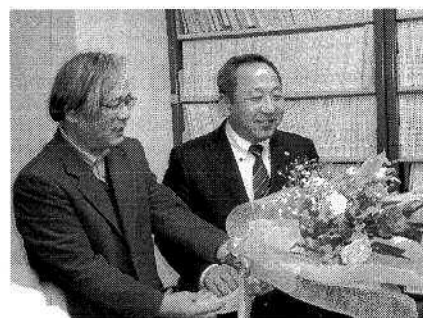
裁判所内、司法記者クラブで
記者会見



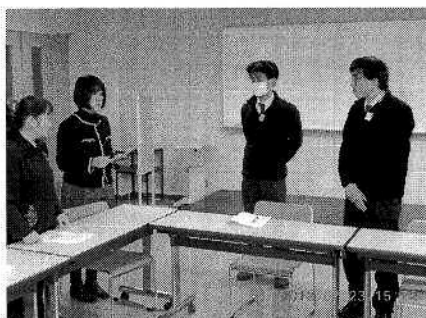
岡村・田巻・岩井弁護士と堀さん
記者から質問を受ける



堀さんに祝いの花束をわたす
鈴木美穂過労死家族の会代表



当初から支援の石黒さんに感謝の
花束をわたす吉川さん



地方公務員災害補償基金愛知支部に
申入れる岡村弁護士と堀さん



支援の仲間（田巻弁護士・支援する会
・家族の会・救援会・健康センター）

本日、最高裁判所第二小法廷は、地方公務員災害補償基金の上告を棄却するとともに上告受理申立を不受理決定し、平成14年5月27日に自殺した堀照伸さんの公務災害の認定を認めた平成22年5月21日の名古屋高裁判決（名古屋高等裁判所民事第3部、高田健一裁判長）を支持した。

照伸さんの配偶者で、原告の堀しずゑさんは、公務災害の申請をしてから、上司の部長のパワーハラスメントのある職場状況、児童課に異動してからの本人の様子などを主張し、照伸さんが自殺したのは公務によってうつ病が発症し、そのために自殺したと主張してきた。

高裁判決は、公務災害の判断基準について、平均的職員を基準とするのが相当であると考えられるが、平均的職員は、経歴、職歴、職場における立場、性格等において多様であり、心理的負荷となり得る出来事等の受け止め方には幅があるところであるから、通常想定される多様な職員の範囲内において、その性格傾向に脆弱性が見られたとしても、通常その公務を遂行できる者は、平均的職員の範囲に含まれるとした。

その上で、照伸さんが、それまで福祉部門の仕事に就いたことがなかったこと、児童課が仕事の種類が多く、難易度の高い仕事が多いこと、特に平成14年4月には、重大な問題となりかねない事案があり、公務の内容自体からくる心理的負荷の過重性があったと認めた。

また、照伸さんの上司であった部長の部下に対する指導がパワハラに当たることは明らかとし、その部長の下での公務の遂行は、平均的職員にとっても、かなりの心理的負荷になると認めた。

そして、照伸さんは、児童課へ配転してからの公務と、パワハラによる心理的負荷によりうつ病を発症し、自殺するに至ったと認めた。

この判決は、労働者の立場にたった公平な基準を打ち出し、職場の労働による心理的負荷に配慮する必要があることを示し、さらにパワハラとされる上司の指導が、指導された当人を含めた職場全体の心理的負荷になることを指摘した上で、パワハラ被害の深刻さを示したものであるとして高く評価でき、最高裁判所がこの判決を支持したことに大きな意義がある。

最高裁判所の判断を得るまでに、原告の堀しずゑさんは、9年余の歳月を要した。私たちは、この判決を地方公務員災害補償基金が真摯に受け止め、過労死、過労自殺の認定基準を改め、働く公務員の立場に立った公務災害認定行政を行うように求める。

以上

過労死防止基本法の制定を求める100万署名の取組が始まる 金山南口駅前で32名参加、237筆集める。

1月21日、午前10時45分から13時15分まで、全国統一宣伝行動の一つとして金山駅前で署名と宣伝行動に取り組みました。過労死弁護士団から水野、長谷川、福井弁護士が参加されてマイクで熱く訴えました。また、過労死を考える家族の会から杉林、内野、小出、鈴木美穂さんがそれぞれの体験を語りながら、過労死のない社会を作るために署名に協力してほしいと訴えました。（家族の会から山田、関岡、近藤さんも参加）

この宣伝には愛労連・国民救援会・愛知争議団・愛知健康センターなど多数の参加があり、ビラも300枚近く配布しました。

署名推進委員会は3回の会議を重ねて、今度は各組織の世話人のための学習会を2月24日夜に開き署名の重要性について、水野弁護士からまなび、これまでの署名の取組について交流しました。引き続き賛同する組織からは是非世話人を選んで参加してください。

当面、4月までは組織内の署名を重点に取組み、その後、街頭宣伝も強めることにしています。手始めに3月11日（日）午前11時から12時まで久屋広場で行われる「さようなら原発in愛知3.11 明日につなげる大集会」集会の入り口で、署名に取り組みます。参加出来る方はご協力下さい。

また、今後、4月14日（土）午前11時から12

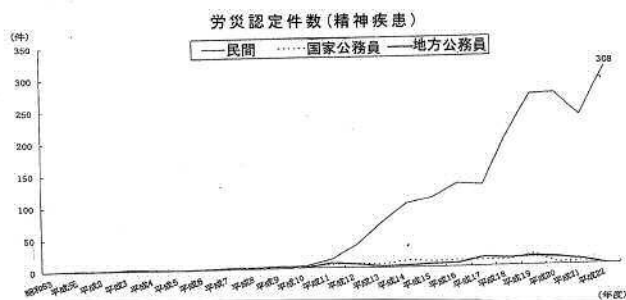
時30分まで金山南口。5月1日（火）のメーデー会場。5月3日（木）憲法記念日集会に名古屋市公会堂の会場前で署名活動を予定しています。

鳥居裁判を支援する杉林さんは、いち早く、署名用紙を持って、支援する会の会員に届けると共に、豊橋市職員労組に署名をもちこみ、組合員一人が一枚（5名）の署名を訴えました。その結果1209筆が集まりました。

また、小出典子さんは労災認定裁判勝利のお礼とともに署名用紙2枚を同封して支援する会員に送り、403筆の署名が送り返されてきています。鈴木美穂さんは自治労連の臨時大会や、一宮の集会に出掛けて署名を訴え、435筆を集めています。

健康センター会員の一人一人のこうした取組が積み重なって100万署名は達成されます。署名用紙やパンフ、宣伝の幟などは健康センターにありますので、利用してください。

（文責：宮崎 脩一）



32人が参加。マスコミの注目も集めた金山駅南口での宣伝・署名行動

「あやまれ・つぐなえ・なくせじん肺」

20年の闘い



建交労・石村 ひろ江

この闘いは20数年前、四国トンネルじん肺の集団訴訟から始まり、当初は被害救済どころか、「訴訟そのものが成り立つかどうか」というところから始まりました。その後、ゼネコンの共同責任を追及する闘いとなり「あやまれ・つぐなえ・なくせじん肺」のスローガンを掲げて「請求団闘争」から「根絶闘争」へと発展し、裁判闘争、法廷外の大衆闘争、政治闘争を結合する全国運動として強化されてきました。

国を提訴以来、100万署名、衆参国会議員の賛同署名、自治体の国への意見書採択など求めて運動し、愛知でも「人として生きる」の上映運動や「じん肺アスベスト根絶県民集会」を、多くの方々の協力で開催しました。

「原告」「家族会」先頭に取り組む

「この苦しみは自分たちで最後にしたい」と、不治の病と闘いながら裁判で闘う原告。その姿に妻たちが家族会を結成し、交流や学習会を重ねながら、裁判の傍聴、各省庁前での座り込み、国会議員署名集めに奔走してきました。いつも原告や家族たちが先頭に立ち、粘り強く「じん肺の根絶」の思いを訴え続けました。国会議員署名は選挙のたびに議員が入れ替わり減少し、取り戻すためにまた頑張ります。これまでに何度も繰り返し、数え切れないほど議員会館や地元事務所を訪ねて、時には冷たい対応されようとも笑顔で頭を下げ、この2月で606人。『トンネルじん肺の根絶を求める意見書』の採択も44都道府県となりました。

被告企業の大変な抵抗打ち破り謝罪に

現在の第3陣訴訟は、「じん肺基金制度」の創設を求め2008年、全国12地裁で279名が提訴し、これまでに5地裁で92名の原告が和解成立しています。3陣の和解の意義は、裁判所が和解条項「前文」に、被告企業らがじん肺被害の発生を防ぎえなかった事実を厳粛に受け

止め、亡くなった原告に慎んで弔意を表し、じん肺患者原告に心から「謝罪」とするとともに、今後じん肺根絶に向けて一層の努力をすることを表明した点です。

しかし、ここまでに被告企業の大変な抵抗がありました。そのため被告企業への要請を繰り返しました。その中で、「来ないでくれ。迷惑だ」などの言葉を浴びせられ、原告は「好きで病気になった訳じゃない。元の健康な体に戻してくれ」と、悔しさに声を震わせる場面が何度もありました。その悔しさを力に「被告ゼネコンに法的責任を認め、真摯な謝罪を求める」署名は、わずか3カ月で目標の10万筆を突破。その署名を積み上げ、最後までかたくなだった被告企業がついに深々と頭を下げたのです。

残る課題は3陣の早期全員和解と「基金制度」の創設です。今通常国会では「基金立法成立」を目指して頑張っています。



ウワッー、うれしい！
要請行動中に秘書の方が届けてくれた議員賛同署名に感激
(衆議院会館・2009年11月13日)



粘り強く要請行動に

!! あきらめません!! じん肺基金制度 !!

未来に向かって頑張っている皆様の夢が叶うように

金沢大学ロースクールの講演を終えて

小出 典子

過労死家族の会の鈴木美穂さんより「小出さん勝利したら金沢大学のロースクールに講演に行ってね!」と言われていましたが、本当に勝利した私は初めての体験で少しでも役に立つことができればと思い参加しました。

1月24日今の季節、金沢へ向かう「しらさぎ」の車窓はきっと雪景色なのだろう・・・と外を眺めながらも雪のない金沢にちょっと拍子抜けでした。

大学では、昨年も行かれた堀さんの話から始まりました。ご自身の裁判が、最高裁に上告されている事やご主人がパワハラで自死した事、また、証言を得ることができて、控訴審で勝利したこと、そして今は、一日一日、最高裁の返事を待ち望んでいる事などを話されました。(2月22日堀さんの夫、照伸さんの公務災害が確定しました。)

私は、夫が自死して何もわからないまま弁護士を探した大変さや、遺族は裁判を始めるのにしても証拠集めに大変だった事、

証言を得る事の大変さ、弁護士先生が遺族に細やかに聞いてくれたことなど、これまでの長い年月たたかってきたことなどを話しました。そして9年間、弁護士先生をはじめ、多くの方に支えていただいて、12月14日労災認定裁判で勝利判決できたことと、12月28日、国が控訴断念して確定したことなどを話しました。

金沢大学の皆さまには、熱心に聞いていただいたことを心よりお礼申し上げます。そして、これから未来に向かって頑張っている皆様の夢が叶うように願っています。

最後になりましたが、海道先生には、いつも過労死問題に取り組んでいただきまして、大変うれしく思っております。これからもよろしくお願い致します。

初めてのロースクールは、ドキドキでしたが、海道先生、来年もまたお会いできることを楽しみにしています・・・と変な約束をしてしまった私です。(笑)

福井の美味しいお料理をいただき、雪が舞っていた福井をあとに堀さんと小出は楽しく語り合いながら帰宅の途につきました。

金沢大学ロースクール

裁判官・弁護士・検事などになるための司法試験受検資格を得られる専門職大学院。

海道弁護士が講師をつとめられる金沢ロースクールで過労死裁判を経験した原告を呼んで、学生に生の声を聞かせている。



左から島田弁護士 海道弁護士 小出さん 堀さん

労働弁護団の皆様おいでやす！

=居酒屋センター開店=

2月1日夕刻から健康センター事務所の丸テーブルを囲んで初回の集まりを持ちました。参加メンバーはほろ酔い写真みなさんとてもご機嫌の様子です。健康センターを訪れた相談者はやがて弁護士の活躍で事件の解決に至ります。これまで支援者（支援する会）と弁護士というちょっと硬いお付き合いが主流でした。普通の人間的なお付き合いができないものか、健康センターのテーマでした。それがちょっとしたきっかけで今回の一杯会につながることになりました。

マツヤデンキ小池裁判は最高裁判所の判決で歴史的な勝利を勝ち取りました。憲法27条1項「すべての国民は勤労の権利を有し、義

務を負う」と定め、国が身体障害者雇用促進法等により身体障害者の就労を積極的に援助し、企業もその協力を求められている時代にあっては一層明らかというべきである」健康センター事務局の判決勉強会の講師を引き受けてくださった主任弁護士、森弘典さんはこの最高裁判断をとりわけ高く評価されました。

そのあとお酒の入った席で「このテーブルを囲んで先生方の懇親やりタイののですが？」と話はトントン拍子に進んで今回の楽しい企画になりました。労働弁護士のみなさん（志されている方も）ぜひおいでください。

（女将・鈴木 美穂）

次回：4月4日（水）18時30分開店、飲み放題・・・1000円



左 仲松弁護士

中 横地弁護士

右 森弁護士と健康センターの仲間

(地方センター調査)

全国で144件労災の係争事案

二つの集会に参加して 木村 政利

裁判闘争交流集会

2月11日から13日にかけて全国の過労死裁判交流集会と全国のいのちと健康を守る地方センターの第7回交流集会があった。大阪の府立労働会館で、愛知健康センターからは事務局長の鈴木明男さんと事務局次長の吉川正春さんそれに私木村の3人で参加しました。裁判交流会には愛知から鳥居裁判を支援する会の杉林さん、前南医療生協職員の梅村紅美子さんが参加されました。

基調報告は貧困率が増大し、不安定な雇用が増加していること。一方で大企業は内部留保を積み増し266兆円もある。職場では長時間過密労働が深刻化し、過労死認定ラインをはるかに超える残業100時間を超える労働者がいた事業所は6%。メンタルヘルス不全も増加傾向にあり、「横ばい」あるいは「増加した」上場企業は合わせて88%。精神障害などの労災請求は2年連続で過去最高になった。などなど働く環境と健康がますます悪化していることが報告され、働くもののいのちと健康を守る活動も重要になっていると報告された。

特別報告で森弘典弁護士がマツヤデンキの判決の意義と課題について報告。障害のある労働者＝当該労働者を基準とした画期的な判決であるが、今後の課題としてこれを個別の事例判決としない運動が必要であると報告された。

特別報告では他に「ニコンの派遣労働者上段さんの過労自殺事件」「京都市教組の超勤問題」「過労死企業名情報公開」「発がん物質への暴露の問題」「大阪泉南アスベスト国賠訴訟」について報告された。化学物質が人体に良くないのは感覚的に解るのだが、その製造現場がどうなっているのか想像だにできなかった。石橋職業ガン認定闘争の報告は個人的には興味深く聞いていました。

翌12日の午前中は裁判交流会の分散会が4班に分かれて行われました。

職業ガンについては分散会でも報告がされました。化学物質の吸引で喉頭がんが発症しても、肺がんが発症するまで認めないとか、事例件数が少ないため酒煙草のせいになされてしまう、動物実験はあっても人体実験ができないため認めない等々があり「疑わしきは認めよ」と切実な要求もありました。

松山過労自死の事件では成果主義が浸透し自治体間で税率アップを競い合っており、職員の2割弱が過労やうつで休んでいるそうです。

岡部過労自殺事件はロボットの開発プロジェクトで発症したうつが認められなかった。IT産業は経験があまり役に立たず若者が使い捨て的に酷使され、うつになる人が多いようです。

36協定の青天井の残業時間の問題も報告がありました。

まとめの発言では、裁判等の到達点を確認し、これを労働条件の改善に結び付けること。裁判活動をやるうえで原告・弁護団・支援する会が協力・共同してあたることが大事であると報告がありました。



＜裁判の現状を報告する仲間＞

すべての県でセンターを！！

第7回地方センター交流集会

テーマの一つは地方センターの拡大で、現在は25都道府県で地方センターが設置され、4月7日には、愛媛県に結成が予定されています。財政も数十万円から400万円を超えるセンターまで様々ですが、それぞれに工夫を凝らした取り組みをしています。

基調報告の後、3つに分かれて分散会が行われました。京都からは、他県から相談にみえる方がいるので地方センターはぜひ必要だと述べていました。愛知でも三重や岐阜から相談に来られる方がいるので全く同感です。活動事例でも「中田ネット」などインターネットを使って若者を結集。マイクロバスを使って裁判所へ行くなど盛り上がっています。

九州では「九州セミナー」というのを毎年各県持ち回りで開催しており、そのための学

習会を2ヶ月に1回やっているそうです。セミナーは子供の貧困や若者の問題では人が集まりやすいそうです。

財政の苦しい多くの地方センターは県労連などに間借りして電話と机だけ置いていますが、相談活動で労連との連携で迅速に対応できる面もあります。財政では高知のカツオやソーメンの販売、カレンダーの販売をしている報告があり、愛知ではワンコイン会員制度の紹介をしました。

岩手ではバスの吊り広告や車内放送で労働相談の窓口を紹介しています。

4月に愛媛が結成されますが、九州では宮崎に強く呼びかけていますし、東北6県は交流があり、各県でセンターを設立しようという意欲があります。

「和民」で働いていた森美菜さんの過労自殺が業務上と認定

2月21日居酒屋「和民」で働いていた森美菜さんの過労自殺が業務上と認定されたことを受けて、両親の森豪さんと祐子さん（名古屋過労死家族の会）が記者会見を行ないました。代理人の堤弁護士から美菜さんが過酷な労働実態のもとで、強い心理的負担により精神障害を引き起こし過労自殺にいたった経緯を説明し、神奈川労災保険審査官の段階で業務上の認定となったことを報告しました。

美菜さん（当時26歳）は2008年4月に「和民」に入社し、10日間の研修をしてから店に配属。夜間勤務を含む長時間労働が常態化し、連続勤務となっていました。開閉店時間は午後5時から午前3時まで、金・土・祝日の前日は午前5時までですが、開店前の午後2時か3時には出勤し、閉店後も後片付けなどの作業で午前4時または6時まで働くという異常な勤務形態となっていました。そして店舗から和民が確保したアパートが徒歩では帰宅できない距離であったため始発電車まで帰れないという状況でした。

日記も紹介。働いてから1ヶ月余に日記には「体が痛い。体が辛いです。気持ちが沈みます。早く動けま



堤弁護士とご両親

せん。どうか助けてください。誰か助けてください」と辛い毎日が綴られていました。

美菜さんの父親は「自殺が会社の責任で会ったことが認められたことは娘の一番の供養になる。和民の責任は重大。再発防止を率先して行い、働く人を大切にする会社になってほしい」と述べ、「今回の認定を勝ち取るにあたって、弁護士を始め、いのちと健康を守る神奈川センターに支援していただきました」とあいさつ。

会社に対し謝罪や損害賠償など要請

2月22日に代理人堤弁護士と小弁護士名で次の要望書を文書で会社に郵送しました。（1）故人の死亡につき深い謝罪をして欲しいこと（2）故人の死亡につき損害賠償義務を尽くしてほしいこと（3）貴社は今後の新入社員につき、故人と同様の事件が生じないよう万全の再発防止策をとった上、その内容を明らかにすること、というものです。

横須賀労基署の所長が謝罪

記者会見前に横須賀労基署都築署長は、森豪さん祐子さんと神奈川センターメンバーに「このたびのことで、長い時間をかけてご両親に負担をかけたことをお詫びしたい」と謝罪。「検証した結果については要望に沿う形で年度内をめどに対応したい」と答えました。

知多地域で働く人のいのちと健康を守る センター準備会を準備する第1回懇談会

知多地域における労安の実態

I H I の爆発事故（2007年8月6日）から5年の歳月が過ぎようとしています。事故は塗装作業をしていた杵尾辰巳さんと山高総一さんの二人の若い命を奪いました。現場のすぐ隣では溶接作業が同時進行で行われ危険な混在作業でした。その上、換気装置もなく正に安全配慮義務違反そのものでした。交渉を繰り返し、裁判によらずに損害賠償をさせることができました。

中部電力の知多発電所などで働いていた藤原健二さんはアスベストが飛び交う職場の中で技術者として働きました。定年を迎えて夫婦でゆっくりと時を過ごそうとしていた矢先に悪性中皮腫と判明。労災認定されましたが、わずか1年で死亡してしまいました。裁判によって損害賠償をさせることができました。

新日鉄名古屋は製鉄所ができて52年になります。この間、労働災害で死亡者は判かっているだけで161名。毎年3人を越える死亡者が続いています。また、機械に巻き込まれたり、火傷して障害を残す労働者も後を絶ちません。

こうした中で左腕を失った鳴海 顕さんは、「九死に一生」痛みを耐えて就労してきました。しかし、会社は「障がい者」だからと差別待遇。そもそも新日鉄の安全配慮義務違反。

その上、差別は許せないと現在名地裁で係争中です。

合い言葉は「泣き寝入りはしない」

いま、知多地域ではかつての「知多半島連絡会」の理念を継承して安全衛生問題を中心とした仮称「いのちと健康を守る知多半島センター」のような「駆け込み寺」を創ろうという機運が高まっています。

その第1回目の懇談会が居酒屋「叶」で行われました。会には7名の関係者が集まって自己紹介と併せて以下の問題提起がなされました。

- ①「駆け込み寺」になるような組織を作る準備をしよう。
- ②そのために2～3ヶ月毎に懇談会を重ね広く呼びかけよう。
- ③労働裁判は提訴したら負ける訳にいかない。係争中の新日鉄の差別を許さない手塚さん、鳴海さんの裁判を支援しよう。具体的には裁判の傍聴などの支援活動をしよう。
- ④次回は4月14日（土）花見をしながら懇談するなどいろんな意見が出されて時機にあった懇談会となりました。

（文責：鈴木明男）

新日鉄の差別を訴える 二つの訴訟

思想差別は許せない 手塚裁判

2012年4月09日（月）16:30～17:00

障害を理由に差別するな鳴海裁判

2012年4月19日（木）11:30～12:00

何れも名古屋地裁（201号＝2階）です



過労死家族の総会

1月21日防止法署名宣伝の後おこないました

障害者の命の代償に尊厳と平等をもとめて

いのちの重みに差別は許されない!!

伊藤晃平君裁判を支援する会 事務局長 落合幸次

重度知的障害と自閉症の伊藤晃平君は、守山養護学校高等学部1年に在籍していた障害者です。晃平君は、社会福祉法人・名北福祉会（名古屋市北区）の施設でショートステイ中、2007年12月22日未明、階段から転落し死亡しました。（15歳11カ月）

損害賠償の話しになり、名北福祉会は、慰謝料と葬儀代は払うが逸失利益（損害賠償）はゼロ円と言いました。理由は、「障害者で働けない、収入がない人には逸失利益は算定できない」ということでした。

「働けない人間は無価値なのか」

お母さんの啓子さんは、裁判に訴えました。裁判を支援する会が結成され、荒木照世（元名古屋市立特別支援学校・教員）、原山恵子（名古屋第一法律事務所・弁護士）、本 秀紀（名古屋大学大学院法学研究科・教授）氏が共同代表に就任されています。支援する会は、「障害者の命の代償に尊厳と平等をもとめて」をスローガンとしました。

名北福祉会は、あいおい損害保険会社の弁護士を代理人としてきました。伊藤啓子さん側は、守山法律事務所・岩月浩二、名古屋共同法律事務所・中谷雄二と仲松大樹の弁護士が代理人です。裁判は、2009年5月27日の提訴以来、足かけ3年の裁判闘争で、2012年3月30日判決をむかえます。（10時30分から1102号法廷）

裁判の背景に保険資本の動向

裁判の進行は、保険資本対国民の様相を呈し、労働者にも大きく関わるものとなっています。裁判の最大の争点は、逸失利益をどうみるかです。

名北福祉会は、亡晃平さんは、「働けない、就労場所も無い、これらの可能性も無い」から収入算定ができない。だから、逸失利益（損害賠償）の算定は、ゼロ円だということです。収入の多寡で逸失利益を算定するのが公平で、収入のない人に、定額制（平均賃金や

最低賃金）で算定すれば不平等が生ずる、とも主張しています。そして、亡晃平には、働く場所も可能性も無い、と不当な主張をしています。

この論理は、低賃金労働者に適用されたら、高額所得者への補償と低賃金労働者への補償には、天文学的な乖離が発生します。人の命の代償というものは、こんなもので良いでしょうか。

また、障害者雇用促進法に基づき、亡伊藤晃平君と同じ障害者が教育により発達し、雇用者とそこで働く職員の協力・共同で月14万円以上の賃金を得て、光り輝くように立派に働いている実態が日本各地で生まれていることを知らないのでしょうか。

あなたの死は無駄でなかったと報告したい

伊藤啓子さんは、裁判を起こしたことで同じ障害を持つ父母から、名北のお世話にならなければならないから署名できないとか、晃平君が亡くなったのは悲しいが、お金が入るからいいね、と友人は去ったと言います。しかし、失ったものもあるが、裁判や支援をする会を通じて、晃平には悪いが、社会のことも知り、私は成長しました。

裁判は、晃平のこともであるが、障害者が再び苦しまなくても良いようにすることが本旨だから、裁判に勝って、あなたの死は、無駄でなかったと報告したい、と決意を新たにホームページ<http://smile.sa-suke.com/>

（晃平君の逸失利益裁判 でも検索可）

労働安全衛生学校を開きます

6月16日（土） 6月30日（土）午後

- ・ 労安法成立の歴史
- ・ 労安法の解説と実践
- ・ 若者のメンタルと仕事のパワハラ
- ・ 人間らしい労働とは

愛労連と健康センター共催

名南病院で10月から始まった「無料低額診療事業」

愛知民医連事務局小栗 章雄

「格差と貧困」がますます広がる

民主党政権となってからも国民の暮らしは苦しくなるばかりです。2009年の相対的貧困率は16.0%と1985年以降で最悪です。年収200万円未満の勤労者が5年連続で1千万人を超え、生活保護受給者も昨年は204万人を超え過去最多となりました。しかも、生活保護捕捉率はドイツや英国が90%といわれる中で、我が国は15%前後といわれており、生活保護基準以下の収入で暮らす人が1千万人以上いるとみられています。

病人が患者になれない

国民の収入が低下するなか、国保料は上がり続け、国保料滞納世帯は増え続け21%となっています。国保料滞納には制裁措置があり、正規の保険証はもらえず短期保険証や資格証明書にされてしまいます。資格証明書は事実上の無保険であり、全国で約31万世帯(2010年6月現在)もあります。受診困難の事態は「協会けんぽ」などにもみられます。全日本民医連が6年前から行っている「国保等死亡事例調査」では、低賃金と高い医療費負担が受診を困難にし、2010年の手遅れ死亡事例にはタクシー労働者3人の死亡事例もあり、いずれも賃金は手取で月額10万円以下。まさに病人が患者になれない現状があります。

無料低額診療事業とは

このような事態が進行するなか、民医連がこの間、全国いっせいに取り組みをつよめたのが「無料低額診療事業」です。この事業は社会福祉法に基づき、経済的理由で窓口負担ができない人々に対して、医療機関の負担で無料または低額の診療を実施するものです。戦後の公的医療保険のない時代にできたもので、国は国民皆保険制度の実現などにより、「その必要性は薄らいだ」として認可権を持つ自治体に対して、申請があっても「抑制する」ように指導してきました。しかし、民医連では社会保障制度改善の運動とともに、今できることとして、各地で申請し、現時点では272事業所(病院79・診療所165・歯科診療所13・老人保健施設15)で無料低額診療事業

が実施されています。これは国内で行われている無料低額診療事業の約半数をしめるものとなっています。

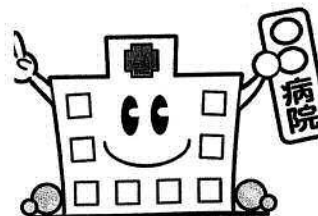
愛知でも名南病院で事業開始

愛知民医連では、名南病院が2011年10月より無料低額診療事業を開始しました。2012年1月末までで27件の医療費支払い困難事例の相談があり、うち12件について申請を認めました。名南病院での対象者基準は①無料診療＝外国人・ホームレス・住所喪失不安定就労者、人身取引被害者・DV被害者など社会的援護を必要とする人、②一部負担金の全額または一部を免除＝生保基準以上の収入があっても医療費の一部負担金を払うことで生活の維持に困難が生じる場合等、です。減免期間は無料診療の場合は医療保険への加入または生保開始までの一ヶ月間、一部負担金減免は最大6ヶ月まで、更新可としています。

無料低額診療事業をめぐる課題

課題としては、①医療機関が何もしないより、「救える命がある」の立場で、実施医療機関を大きく広げること。愛知民医連では協立総合病院などで検討されています。民医連外では実施医療機関として名古屋掖済会病院・済生会病院・聖霊病院の3ヶ所があります。②根本的には、国保44条適用(一部負担減免制度)や払える保険料とする運動を強めること。先進国といわれる国の中で日本ほど医療費の窓口負担が高い国はなく、大半の国は無料か極めて低額です。3割も自己負担を強いるのはもはや保険ではないともいえます。③医薬分業が広がる中、患者負担の大きい調剤薬局にも制度適用を広げる、などです。

※ 名南病院は院内調剤のため薬代も無料低額診療事業の対象になっています。



福祉保育労東海地方本部 健康調査の取り組み

地方本部書記長の藤原佳子さんに、
健康センター事務局吉川正春が
取材しました。忙しいなか快く
応じていただきました



福保労には小さな保育所に働く人も多く加入されているようですが、どのような組合ですか？

民間の社会福祉施設、障害者の施設や老人ホームなどの介護施設や保育園で働く職員の組合です。職種は保育士だけでなくさまざまな職種の人があります。全国福祉保育労働組合（福保労）の東海地方本部、組合員約800人で活動しています。

事業者・法人は40におよび、企業別組合でなく産業別組織（職種に関わらず、同じ産業の労働者が組織する。厳密には労働者の個人加入による労働組合を指す）となっています。

組合員の健康管理の取り組みが進んでいるようですが。

少し昔の話になりますが、1970年代（昭和45年ころ）、「子どもが大好き、保育という仕事を一生の仕事にしたい」と情熱を持って働く仲間が、肩や腰の痛み、自律神経失調症などで次々と倒れていきました。貧しい保育運営や保育政策の中で、頸頸腕症や腰痛症などの職業病が多発したのです。病気になった労働者も患者を出した職場も言い難い傷を引きずるようになりました。

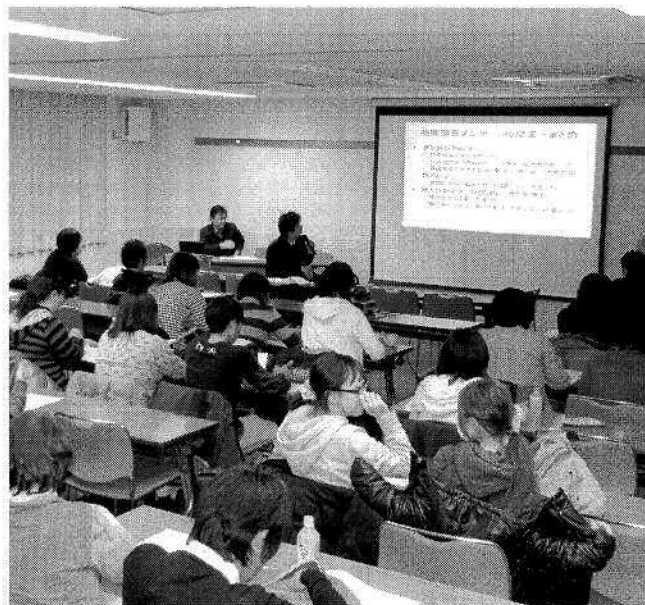
労働組合は「職業病認定闘争」を取り組み、10数年間認定闘争をしなかった年がないほど、発症後の対応に追われるばかりでした。人員闘争や職場環境改善の取り組みと合わせ、労働組合に「職業病対策部」を確立し、次々と倒れる仲間の苦しさ、職場の厳しさを知るにつれ、次第に「予防対策」に力を入れたいと考えるようになりました。

1982年に「私保労」（福保労の前身）と名

古屋市職労民生局支部保育園部会、学童指導員労組と合同で職業病学習会を行った際、講師から京都で行われている福祉施設での「特殊検診」を紹介されました。これを機会に1986年度より私保労・小規模保育所園長会・キリスト教社会館・南生協病院などで「民間保育労働者検診実行委員会」が発足し、現在はNPO法人『けんこうを支える会』として活動しています。

どのような「健康調査」の取り組みをされていますか。

毎年6月に健康アンケートを行います。その結果を8月に本人に通知します。また2年に1回体力測定を行っています。それらの結果について報告・学習する「福祉保育労働者の健康を考える集い」を行っています。今回は「メンタルヘルスー職場・管理者・同僚の取り組み」という講演も行いました。



<福祉保育労働者の健康を考える集い>

具体的な参加状況はどのようになっていますか。

労働安全衛生法に定める健康診断は各事業体が行っています。NPO法人『けんこうを支える会』が行う健康アンケートは、希望者におこなっています。費用は各事業所で負担するよう運動をしています。本人負担のところもあります。2011年度は484人の申し込みがありました。その調査結果は表のようになっています。アンケートの結果は本人に通知され自己管理の啓発につながります。

健康調査アンケートの結果—まとめ

整形外科的所見

- ・ 精密検査を要する者:17%
- ・ 腕肘痛のあるものの割合は、学童より保育園で高かった
- ・ 精密検査を要する者の年齢は、不要な者より高かった

精神的症状

- ・ 専門医受診を勧めた者:保育園で3%、学童で9%

婦人科的所見(月経困難症、更年期障害)

- ・ 専門医受診を勧めた者:9%
- ・ 精密検査を要する者の年齢は、不要な者より高かった

「精密検査を要する者」や「専門医の受診を勧めた者」がありますが、どうされていますか

今はその通知だけで、本人の判断に任されていますが、労働組合は二次健診を事業所で負担するよう要求しています。併せて、アンケート参加者が組合員の半分以下(484人には建交労の学童指導員も含まれている)なので、事業所での全額負担に加え、組合員がこの運動(健康を守る)に理解を深める取り組みをしていきたい。

昨年、労働会館の2階会議室で多くの方が来所され運動を試みましたが?

2年に1回行っている体力調査です。今回は346人の申し込みがあり、持久力・握力・前屈柔軟性・たちとび・腹筋などに加え、骨密度の検査もおこないました。それらの結果も報告・学習会の中で解説されています。

「けんこうを支える会」(その前身も含め)の取り組みを振りかえって感想を聞かせてください。

頸頸腕症や腰痛症は減りました。また、啓発だけでなく人員配置の改善を求める運動とともに、自己管理能力も高まり重症度が少なくなりました。この問題の理解が深まった



講演の合間に背筋を伸ばしてストレッチ指導

結果だと思います。作業姿勢や、休憩時間の確保など働く人の意識が大きく変わったことも成果だと思います。今、組合員の健康相談は圧倒的にメンタルが多い。仕事の過重負担や・父母との関係だけにとどまらず職場の上司や同僚との人間関係など様々な問題があります。

よくわかりました。「働く人の命と健康をまもる」運動をこれからもさらに発展させられ、その教訓を広げていただくようお願いします。

最後に、一昨年「愛知働くもののいのちと健康をまもるセンター」の総会で、国の職場産業医配置に対する制度が打ち切られることになり、継続させる取り組みをするよう意見をいただきましたが?

東海地本では2008年度16か所の保育園が、産業保健推進センターの「小規模事業所保健活動支援助成金」を利用して産業医の配置を実現しました。職場巡視では産業医から危険個所の指摘や改善策の提示、労働姿勢についてのアドバイスを受けることができました。後日産業医から写真もつけた「職場巡視報告レポート」が各園に送られそれをもとに職員会(安全衛生委員会)でも話し合うことができました。

職場環境改善の意識を高めた、産業医配置の支援事業ですが、国の「事業仕分け」の中で制度が廃止されてしまいました。支援がなくなっても、今まで配置した全施設が産業医を継続したことが、産業医の大切さを物語っていると思います。こんな大切な制度は再開して欲しいと思います。

健康で働き続ける社会のために いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします。

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。(順不同)

公正で道理ある判決を求め、多くの市民が注目していることが伝わるように、あなたも傍聴に参加してください。署名にご協力ください。

堀裁判－最高裁 勝訴確定・労災支給決定

(豊川市職員過労自死の公災認定を求める)

2月22日(水)、最高裁の上告棄却の決定がでました。高裁勝利判決が確定。23日記者会見。その足で地方公務災害基金愛知支部に面談を求め、担当者から「申し訳ない決定を厳粛に受けとめさせていただく」と謝罪しました。29日弁護士会議を開き豊川市への申し入れなどを相談しました。

倉田裁判－最高裁

(刈谷市職員過労死の公災認定を求める訴訟)

不当判決(控訴棄却)。上告しました。1月20日(金)弁護士会議、2月20日事務局会議などを開き、総会までの取り組みを確認しました。

鳥居裁判－地裁

(部活動中に倒れ、公災認定を求める)

2月17日の裁判に名古屋市立大学のゼミから教授と学生18人が傍聴、報告集会にも参加されました。被告側から4人の教諭の意見書と医師の意見書がでており、次回反論を提出します。次回は5月9日(水)午前10時30分です。

小出裁判－地裁 勝訴確定・労災支給決定

(ソフトバンク過労自死労災認定訴訟)

12月28日(水) 国・労働局から「控訴しない」と連絡がありました。「年月が立っており、控訴しても判決を翻す内容がない」との説明。報告集会を6月9日(土)に予定しています。

吉田裁判－地裁

(アイシン労働者腱鞘炎で労災、私傷病解雇)

2月21日(火)裁判で、作業を実験し発症を検証した医師の意見書を、次回裁判4月17日(火)13時10分で提出することになりました。また、会社(アイシン機工)に対して損害賠償の裁判を提訴します。

和多谷過労死事件－労働保険審査官

(乃村工芸 出向単身赴任先で死亡 労災申請)

2月10日(金)労働保険審査官宛の要請署名を提出しました。4632筆となりました。

Hさんのパワハラ自死事件－地裁 労基署支給決定、裁判はなくなった

(社長の暴力含むいじめで自死。労災認定訴訟)

3月1日(木)弁護士会議で今後の対応を協議。労基署の対応と会社の責任を問う。

市バス運転士山田事件－基金支部

(パワハラで自死、基金支部審査会に審査請求中)

2月23日(木)、基金支部審査会に署名を提出。累計3427筆。

関岡パワハラ自死事件－労働保健審査官

(寺井土木取締役、パワハラで自死。労災申請)

審査請求中、弁護士の追加意見書と遺族の陳述書を1月24日に提出。

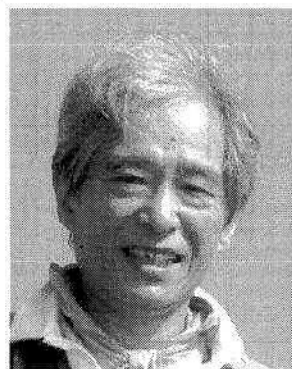
小澤転落死事件－労基署

(大府健康の森プールガラス清掃中、転落死労災申請)

名古屋北労基署の本人聞き取りがおこなわれました。

エッセイ

東日本大震災 3・11一周年に思う



全トヨタ労働組合(ATU)書記長 中村一三

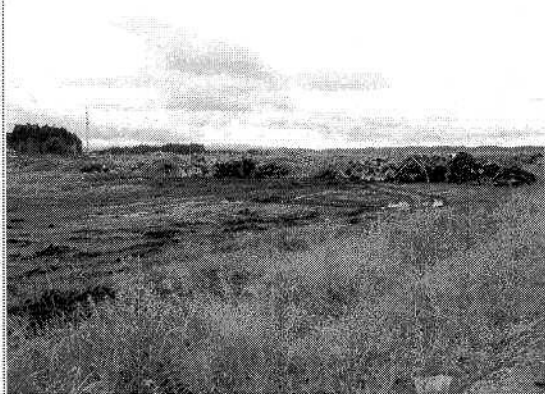
少し古い話ですが、昨年8月、私は福島県の南相馬市に震災ボランティアで行ってきました。南相馬市に行ったのは、福島第二原発に最も近かったからです。この機会に、原発近くや、福島県の海岸沿いを車で走ってきました。立ち入り禁止地区は、警官によって厳重に封鎖されていました。被災した海岸沿いは、所々に津波の爪痕を残しながら、広大な荒野原となっていました。塩害で耕作が放棄されたのでしょう。復興にどれだけの時間と労力がかかるのだろうかという重い気持ちになりました。南相馬の街では子供の姿を全く見ませんでした。長くいる人に聞いてみると、イベントをやると多くの子供達が出てくるそうなので、子供達が外で遊べなくなっているのだと思います。またほとんどの人がマスクもせずに生活していました。

政府は「徹底的に除染する」と言っていますが、これを聞くと南相馬のことが思い浮かびます。たとえ除染をしても広大な山野に降り積もった放射能は生活圏に流れ込み汚染を繰り返します。政府の指針は、多くの人を放射能禍に晒すことになるのではないかと懸念しています。福島原発事故で（いや、核爆弾の開発以降）私達は放射能と共存せざるを得ないのですが、子供達にはこの危険を出来るだけ小さくしなければならない。政府が放射能禍を小さく見せようとしている事には心底、怒りを感じています。

かつてマルクスは「資本の文明化作用」ということを言いました。この「文明化作用」は同時に、資本の地球環境の破壊作用です。そのドン詰まりが現在だと思えます。工業化と森林破壊による温暖化、異常気象。核爆弾と原発による放射能汚染。戦争による殺戮と大地の荒廃（アフガン、イラク、アフリカなど）。資本の増殖のために開発された巨大技術（戦争のためのそれを含む）による地球環境の破壊は、もはや一刻の猶予もないところにきているのではないかと、という危機感にさいなまれます。原発が重大事故を起こした今において、日本の、そして全世界の原発を止める

時はない。でないと再び原発は世界のどこかで重大事故を起こすことになるでしょう。

私達ATUには過酷な仕事によって鬱病に追い込まれた人が、数多く訪ねてきます。これも資本による「人間という自然」の破壊でしょう。資本による地球環境の破壊、過酷な労働と貧困の強制、そして戦争での殺戮を止めさせなければなりません。こういう思いを込めてATUの運動をやっています。



当面の日程

月 日	事 項	時間・場所など
3月1日(木)	原田さん打合せ	10:00 南部法律事務所
2日(金)	A T U支援する会総会	18:30 労働会館会議室
	鳥居裁判を支援する会事務局会議	19:00 豊橋民商
	上段さん勝利報告集会	東京
3日(土)	電話相談「働く者の自殺・過労死110番」	10:00～15:00 南部法律事務所
4日(日)	名古屋労災職業病研究会学習会	13:00 国際センター5F
5日(月)	事務局会議	10:00 事務所
	倉田さん弁護団会議	16:00 第一法律事務所
	判例研究会(ソフトバンク・小出過労死事案)	18:30 水野法律事務所
7日(水)	過労死防止基本法院内集会	14:00 衆議院議員会館内
8日(木)	小池報告集編集委員会	13:00 事務所
11日(日)	明日につなげる大集会(さよなら原発in愛知)	13:30 久屋市民広場
13日(火)	愛知センターと愛知労働局との懇談会	14:00 愛知労働局
14日(水)	全国センター理事会	東京
	小池報告集編集委員会	13:00 事務所
17日(土)	地域で働く人々の健康づくり学習会(全国センター主催)	13:30 全労連会館(東京)
19日(月)	事務局会議	10:00 事務所
21日(水)	梅尾裁判(松岡証人への反対尋問を梅尾さんが行う)	14:00 名古屋地裁
	労安学校実行委員会	18:30 労働会館会議室
26日(月)	小池報告集編集委員会	13:00 事務所
30日(月)	伊藤晃平事件裁判 判決	10:30 名古屋地裁1102号法廷
4月2日(月)	事務局会議	10:00 事務所
	西三河ネット	18:30 西三河労連事務所
4日(水)	労働弁護士と健康センターとの懇親会	18:30 事務所
6日(金)	アスベスト愛知連絡会	14:00 労働会館2F会議室
9日(月)	新日鐵・手塚裁判	16:30 名古屋地裁
12日(木)	理事会	18:30 労働会館2F会議室
14日(土)	過労死防止基本法制定要求街頭署名・宣伝行動	11:00 JR金山総合駅南
16日(月)	事務局会議	10:00 事務所
	梅尾裁判(原告・梅尾さんに対する主尋問・反対尋問)	14:00 名古屋地裁
18日(水)	栄総行動	12:00 栄ひろば
19日(木)	新日鐵・鳴海裁判	11:30 名古屋地裁
5月1日(火)	メーデー・過労死防止基本法100万署名活動	9:30 白川公園
3日(木)	憲法集会・過労死防止基本法100万署名活動	名古屋市公会堂(予定)
9日(土)	ソフトバンク・小出裁判勝利報告集会	13:30 労働会館東館ホール
6月16日(土)	労安学校(愛労連・愛知健康センター主催)	13:30 労働会館会議室